

# 区民委員会報告資料

令和2年3月12日

## 報告事項件名

1	足立区国民健康保険料減免取扱要綱の改正について	2
2	第二次足立区滞納対策アクションプランの策定について	5
3	後期高齢者医療保険料率の改定について	6
4	令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合予算について	9
5	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の進捗について	13

(区 民 部)

# 区民委員会報告資料

令和2年3月12日

件名	足立区国民健康保険料減免取扱要綱の改正について
所管部課名	区民部 国民健康保険課
内容	<p><b>1 改正点の概要</b>  足立区国民健康保険料減免取扱要綱（以下、要綱）について、区民相談の内容に添った対応をはかるため、改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容</b>  別紙のとおり</p> <p><b>3 改正内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の要綱は、給与所得者に対する要件について、「非自発的（自己の意思によらない）」失業に限定しているが、「自発的な失業」に加え、「死亡・疾病等により収入が著しく減少したとき」、「事業や業務に重大な損害を受けたとき」という事由を要件に加える</li> <li>・ 個人事業主については、「事業や業務の休廃止」に限定しているが「死亡・疾病等より収入が著しく減少したとき」、「事業や業務に重大な損害を受けたとき」という事由を追加する</li> <li>・ 減免額について、災害の場合と、その他生活困難等の場合と減免額をそろえるよう変更する</li> <li>・ その他、生活困難にかかる基準について、文言の整理を行った</li> </ul> <p><b>4 施行予定日</b>  令和2年4月1日（ただし、生活困難の認定基準等は、東京都から通知があり次第速やかに行う）</p>
問題点 今後の方針	生活困難の認定基準等は、東京都から通知があり次第速やかに行う。 令和2年4月1日の施行に向け、年度内に要綱改正の作業を行う。

	現行	改正後
対象者	<p>第2条</p> <p>(1) 被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害によりその居住用資産又は事業用資産に重大な損害を受けたとき。</p> <p>(2) 被保険者が自らの経営する事業又は業務を、経営不振又は自らの疾病等により休廃止したとき。</p> <p>(3) 被保険者が自らの意思に寄らず企業倒産、人員整理又は疾病等によりその職を失ったとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。</p>	<p>第2条</p> <p>(1) 被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害によりその居住用資産又は事業用資産に重大な損害を受けたとき。</p> <p>(2) <u>被保険者が事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。</u></p> <p>(3) <u>被保険者の死亡又は疾病等により収入が著しく減少したとき。</u></p> <p>(4) <u>事業又は業務に重大な損害を受けたとき。(※新規追加)</u></p> <p>(5) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。</p>
認定基準	<p>第5条</p> <p>(3) 生活困難の状況</p> <p>当該世帯の実収月額を、当該世帯主及び世帯員について23区国保担当課長会が定める「国民健康保険料減免基準額表」の各表に定める基準額に相当する額（以下「基準生活費」という。）と比較して認定する。なお、実収月額の出し方は、次のとおりとする。</p>	<p>第5条</p> <p>(3) 生活困難の状況</p> <p>当該世帯の実収月額を、当該世帯主及び世帯員について、<u>生活保護法第8条に基づく生活保護基準額表のうち、収容保護施設基準額、期末一時扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、一時扶助及び放射線加算を除いた各基準額の1000分の1210（ただし、令和2年9月30日までは、870分の1035とする。）に相当する額（以下「基準生活費」という。）</u>と比較して認定する。なお、実収月額の出し方は、次のとおりとする。</p>

	現行	改正後
減 免 額	<p>第5条</p> <p>(4) 減免額</p> <p>ア 第2条第1項に該当する場合。ただし保険金等で補填される場合は除く。</p> <p>a 損害の程度が7割以上の場合 全額免除</p> <p>b 損害の程度が2割以上の場合 5割減額</p> <p>イ 第2条第2項、第3項及び第4項のいずれかに該当する場合。</p> <p>a 実収月額が基準生活費以下の場合 全額免除</p> <p>b 実収月額が基準生活費を超える場合 賦課額－(実収月額－基準生活費) ＝減額する額</p>	<p>第5条</p> <p>(4) 減免額</p> <p>ア 実収月額が基準生活費以下の場合 全額免除</p> <p>イ 実収月額が基準生活費を超える場合 賦課額－(実収月額－基準生活費) ＝減額する額</p>

# 区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年3月12日

件 名	<b>第二次足立区滞納対策アクションプランの策定について</b>
所管部課名	区民部 国民健康保険課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>2017年に策定した第一次足立区滞納対策アクションプランにより、保険料の収納率は2011年度以来7年ぶりに特別区最下位を脱却し20位となった。更なる収納率の向上及び収入未済額の削減のため、第二次足立区滞納対策アクションプラン（国民健康保険料収納率向上3年計画）を策定する（別添）。</p> <p><b>2 課題と目標</b></p> <p>(1) 収入未済額を圧縮</p> <p>39億円（2020年5月末） ⇒28億円（2023年5月末）</p> <p>(2) 現年分収納率の更なる向上</p> <p>ア 現年滞繰合計収納率</p> <p>75.11%（2019年度） ⇒78.98%（2022年度）</p> <p>イ 特別区順位</p> <p>18位（2019年度） ⇒15位（2022年度）</p> <p>(3) 会計年度任用職員の継続的な確保</p> <p>総合的な知識を備えた者を採用し、あらゆる事態に対応</p> <p><b>3 実施期間</b></p> <p>2020年度から2022年度</p>
問 題 点 今後の方針	令和2年6月の実施に向け、年度内に策定・準備作業を行う。

令和2年3月12日

件 名	後期高齢者医療保険料率の改定について																				
所管部課名	区民部高齢医療・年金課																				
内 容	<p>令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率について、令和2年1月30日に開催された東京都後期高齢者医療広域連合議会において、下記のとおり可決されたので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 令和2・3年度の保険料率</b></p> <table border="1" data-bbox="357 824 1449 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行保険料</th> <th>令和2・3年度 保険料</th> <th>現行との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割額</td> <td>43,300円</td> <td>44,100円</td> <td>+800円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>8.80%</td> <td>8.72%</td> <td>-0.08P</td> </tr> <tr> <td>一人当たり 平均額</td> <td>97,127円</td> <td>101,053円</td> <td>+3,926円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>62万円</td> <td>64万円</td> <td>+2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 都独自の保険料軽減策を実施しなかった場合          均等割額 46,700円 (+3,400円)          所得割率 9.41% (+0.61P)          一人当たり平均額 107,077円 (+9,950円)</p> <div data-bbox="375 1384 1380 1825" style="text-align: center;"> <p><b>後期高齢者の医療費</b></p> <p>現役世代からの支援金 約40%</p> <p>公費(国、都、区の税金) 約50%</p> <p>保険料 約10%</p> <p>+</p> <p>医療機関の窓口で支払う自己負担額</p> </div> <p><b>2 保険料率改定の主な設定条件</b></p> <p>(1) 被保険者数 令和2年度159.6万人、令和3年度160.8万人 (令和元年10月現在 157.1万人)</p> <p>(2) 一人当たり医療給付費の伸び率 0.40%</p> <p>(3) 後期高齢者負担率 11.41% (現在11.18%)</p> <p>(4) 広域連合財政収支の剰余金繰入 186億円</p>		現行保険料	令和2・3年度 保険料	現行との差	均等割額	43,300円	44,100円	+800円	所得割率	8.80%	8.72%	-0.08P	一人当たり 平均額	97,127円	101,053円	+3,926円	賦課限度額	62万円	64万円	+2万円
	現行保険料	令和2・3年度 保険料	現行との差																		
均等割額	43,300円	44,100円	+800円																		
所得割率	8.80%	8.72%	-0.08P																		
一人当たり 平均額	97,127円	101,053円	+3,926円																		
賦課限度額	62万円	64万円	+2万円																		

### 3 保険料の主な増加抑制策および軽減策

(1) 都独自の特別対策の継続実施（2年間で約213億円）

葬祭費、審査支払手数料、保険料未収金補填分の3項目に、各区市町村が一般財源から負担する。（財政安定化基金拠出金は負担額0円）  
足立区は年約5億円（見込）を負担。

(2) 都独自の所得割額軽減の継続実施（2年間で約4億円）

各区市町村が一般財源から負担する。  
足立区は年約0.1億円（見込）を負担。

旧ただし書き所得	軽減割合
15万円（年金収入168万円）まで	50%
20万円（年金収入173万円）まで	25%

(3) 低所得者の均等割保険料の軽減対象（5割及び2割）の拡充軽減対象となる所得基準額をそれぞれ引き上げる。

軽減割合	基準額	
	現行	令和2年度
5割軽減	33万円＋（28万円×被保険者の数）以下	33万円＋（ <u>28.5万円</u> ×被保険者の数）以下
2割軽減	33万円＋（51万円×被保険者の数）以下	33万円＋（ <u>52万円</u> ×被保険者の数）以下

(4) 制度加入前日まで会社の健康保険など（国保等は除く）の被扶養者だった方の均等割額を加入後2年間5割軽減。

### 4 今後のスケジュール

3月中旬 広域連合が「いきいき通信」で周知（新聞折込）  
4月 改定前の保険料率で仮賦課  
7月 住民税決定後に本賦課

内 容

問 題 点  
今後の方針

#### 1 関連議案

「東京都後期高齢者医療広域連合の規約変更について」を、令和2年第1回定例会に上程

保険料軽減策の継続（前記3（1）及び（2））について規定する

#### 2 東京都後期高齢者医療広域連合による改定結果をもとに、区民へ丁寧に周知、説明するとともに、保険料賦課等の円滑な事務処理を進めていく。

(参考) 所得別保険料(単身世帯)比較表

## ●単身世帯で公的年金収入のみの場合

年金収入	令和元年度	令和2年度		令和3年度		
	保険料額	保険料額	令和元年度との差額	保険料額	令和元年度との差額	
80万円	8,600	13,200	4,600	13,200	4,600	(※1)
153万円	6,400	9,900	3,500	13,200	6,800	(※1)
168万円	13,000	16,400	3,400	19,700	6,700	(※1)
173万円	34,800	35,100	300	35,100	300	
195万円	58,600	58,600	0	58,600	0	
196.5万円	72,900	59,900	▲13,000	59,900	▲13,000	(※3)
219万円	92,700	92,800	100	92,800	100	
220万円	102,200	93,700	▲8,500	93,700	▲8,500	(※3)
240万円	119,800	119,900	100	119,900	100	
300万円	172,600	172,200	▲400	172,200	▲400	(※2)
500万円	319,100	317,400	▲1,700	317,400	▲1,700	(※2)
700万円	468,700	465,700	▲3,000	465,700	▲3,000	(※2)
920万円	620,000	640,000	20,000	640,000	20,000	(※2)

※1 国の均等割軽減特例の見直しにより、低所得者の保険料が大幅に増加する。また、令和2年度は一部保険料額の逆転現象が起こる。

年金収入	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
80万円以下	9割軽減	8割軽減	7割軽減	7割軽減
168万円以下	8.5割軽減	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減

※2 保険料の賦課限度額を見直した(62万円⇒64万円)ため、中間所得層の保険料額が減額される。

※3 均等割の5割軽減、2割軽減の対象者の範囲が拡充される。



区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年3月12日

件 名	令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合予算について				
所管部課名	区民部高齢医療・年金課				
内 容	東京都後期高齢者医療広域連合の令和2年度予算の概要を報告する。 なお、予算に係る基礎数値は下表のとおり。また、予算額内訳については別紙参照。				
	[予算関係基礎数値]		平成31年3月31日現在		
		広域連合		足立区	
		人数	前年度増減	人数	前年度増減
	被保険者数	1,551,031人	50,925人 3.4%増	84,133人	3,085人 3.8%増
	<b>1 一般会計歳入歳出予算の概要</b>				単位：千円
		令和2年度	令和元年度	比較増減	増減率
		4,951,826	5,110,622	△158,796	△3.1%
	(1) 主な増減要因 特別会計への操出金の減（システム機器更改経費の減）				
	(2) 足立区の令和2年度負担見込額 区市町村事務費負担金2億3,636万円（前年度比437万円、1.8%減）				
<b>2 後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の概要</b>				単位：千円	
	令和2年度	令和元年度	比較増減	増減率	
	1,396,274,568	1,393,459,919	2,814,649	0.2%	
(1) 主な増減要因 ・ システム機器更改終了による減 ・ 被保険者証一斉更新及びカードサイズ化による増 ・ 新たに取り組む保健事業と介護予防の一体的実施に係る経費の増 ・ 被保険者増に伴う保険給付費の増					
(2) 足立区の令和2年度負担見込額 保険料等・療養給付負担金 142億4,425万円（うち一般財源68億8,352万円） 対前年度比4億1,664万円、3.0%増（うち一般財源4,946万円、0.7%増）					

内 容	<p><b>3 令和2年度の主要施策</b></p> <p>(1) 保険給付の執行 被保険者に対する保険給付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者数 160 万人</li> <li>・ 一人当たり医療給付費 862,248 円</li> <li>・ 医療給付費 1 兆 3,761 億 4,781 万円</li> </ul> <p>【足立区の平成30年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者数 82,603 人</li> <li>・ 一人当たり医療給付費 879,670 円</li> <li>・ 医療給付費 726 億 6,339 万円</li> </ul> <p>(2) 健康診査事業の推進 後期高齢者の健康診査を、区市町村に事業を委託して実施。 受診率 55%</p> <p>【平成30年度実績】 52.19% (29年度 52.90%)、足立区では 52.84% (29年度 54.37%) 足立区においても受診率が減少傾向のため、令和元年度から未受診者への再度の勧奨通知の発送を開始した。</p> <p>(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (新規) 高齢者の抱えるフレイル等の多様な課題に対応したきめ細かで切れ目のない支援を効果的かつ効率的に行うため、広域連合と区市町村が連携して、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業に係る業務を区市町村に委託する。</p> <p>(4) 被保険者証の一斉更新とカードサイズ化 国民健康保険証が全ての区市町村においてカードサイズに移行している状況に対応するとともに、被保険者からのカードサイズ化への強い要望に応えるため、令和2年8月の被保険者証の更新にあわせカードサイズ化を実施する。</p>
問 題 点 今後の方針	広域連合の適切な業務運営を進めていくため、構成員として必要に応じて意見等を述べていく。

令和2年度当初予算案 概要

別紙

< 一般会計 >

歳入						
款	予算科目	2年度 (千円)	元年度 (千円)	増減 (千円)	増減率	主な増減等
1	分担金及び負担金 (事務費負担金) (注)	4,461,716	4,550,500	△88,784	△2.0%	事務費負担金の減
2	財産収入	103	65	38	58.5%	財政調整基金運用利子収入の増
3	繰越金	10,000	10,000	0	0.0%	
4	諸収入	6	56	△50	△89.3%	雇用保険料本人負担分の減
5	繰入金	480,000	550,000	△70,000	△12.7%	財政調整基金取崩し額の減
6	寄附金	1	1	0	0.0%	
	合計	4,951,826	5,110,622	△158,796	△3.1%	

(注)事務費負担金額は、次の算出による。

歳出合計(4,951,826千円)-繰入金以外の歳入合計(10,110千円)  
-繰入金(財政調整基金の取り崩し額)(480,000千円)＝事務費負担金(4,461,716千円)

歳出						
款	予算科目	2年度 (千円)	元年度 (千円)	増減 (千円)	増減率	主な増減等
1	議会費	4,018	4,725	△707	△15.0%	費用弁償の減
2	総務費	592,352	573,756	18,596	3.2%	
	一般管理費	310,668	318,464	△7,796	△2.4%	[総務事務] 反訳委託料の増 [人事給与事務] 人事給与システム負担金の減 [職員研修事業] 研修会講師謝礼の増
	企画財政費	2,452	2,459	△7	△0.3%	[財政運営事務] 予算書等印刷部数の減
	会計管理費	83,601	84,617	△1,016	△1.2%	振込件数の精査による公金取扱手数料の減
	情報政策費	194,411	166,982	27,429	16.4%	[広報発行事務] 保険証一斉更新に係るポスターの作成・小冊子の部数増 いきいき通信のページ増・リーフレット廃止による減 [コールセンター事務] お問合せセンター委託料の増・機能強化に係る初期設定経費の減 [情報公開・個人情報保護事務] 特定個人情報監査支援委託経費の増 [行政運営システム稼働事務] ペーパーレス化に係るシステム導入費の増 LGWANの回線接続改修終了による減及びASP利用開始による通信費の増 [情報セキュリティ対策事務] ISO27001更新審査に伴う経費増
	選挙費	126	126	0	0.0%	
	監査費	1,094	1,108	△14	△1.3%	監査委員協議会1ブロック分担金の減
3	民生費	4,345,344	4,522,068	△176,724	△3.9%	特別会計に繰り出す事務費負担金の減
4	公債費	9	8	1	12.5%	
5	諸支出金	103	65	38	58.5%	財政調整基金運用利子収入の増
6	予備費	10,000	10,000	0	0.0%	
	合計	4,951,826	5,110,622	△158,796	△3.1%	

## ＜特別会計＞

歳入						
款	予算科目	2年度 (千円)	元年度 (千円)	増減 (千円)	増減率	主な増減等
1	区市町村支出金	293,000,515	284,713,782	8,286,733	2.9%	保険料負担金の増 療養給付費負担金の増
2	国庫支出金	368,035,371	370,515,314	△2,479,943	△0.7%	円滑運営臨時特例交付金等交付見込の減 療養給付費負担金等交付見込の増 一体的実施事業に係る交付金見込の増
3	都支出金	110,508,429	109,843,021	665,408	0.6%	療養給付費負担金等交付見込の増
4	支払基金交付金	609,220,634	612,914,132	△3,693,498	△0.6%	後期高齢者交付金見込の減
5	特別高額医療費 共同事業交付金	536,352	552,263	△15,911	△2.9%	実績による交付見込の減
6	財産収入	798	597	201	33.7%	調整基金運用利子収入の増
7	繰入金	13,592,678	13,522,068	70,610	0.5%	一体的実施事業に係る基金繰入金の増 一般会計繰入金の減
8	繰越金	1,000	1,000	0	0.0%	
9	諸収入	1,378,791	1,397,742	△18,951	△1.4%	第三者納付金の減 返納金の増
	合計	1,396,274,568	1,393,459,919	2,814,649	0.2%	

歳出						
款	予算科目	2年度 (千円)	元年度 (千円)	増減 (千円)	増減率	主な増減等
1	総務管理費	4,110,795	4,135,710	△24,915	△0.6%	[医療制度システム管理運営事務] 標準システム機器更改終了による減  [保険証等交付事務] 被保険者証一斉更新及びカードサイズ化による増  [債権管理事務] 債権管理の体制整備による増  [会計年度任用職員事務] 会計年度任用職員の雇用による増
	徴收費	25,021	14,590	10,431	71.5%	マイナンバー周知用新規チラシ作成による増
2	保険給付費	1,383,605,162	1,382,629,817	975,345	0.1%	保険給付費見込額の増
3	特別高額医療費 共同事業拠出金	537,202	553,113	△15,911	△2.9%	実績による拠出見込の減
4	保健事業費	5,882,710	6,011,448	△128,738	△2.1%	健診受診率見直しによる委託料の減 健診データシステム機器更改終了及び運用 経費の精査による減 データヘルス計画策定に伴う医療費分析等 の実施による増 保健事業と介護予防の一体的実施に係る新 規計上による増
5	基金積立金	1,997,650	597	1,997,053	著増	保険財政期間1年目にかかる年度間調整分 等の積立による著増
6	公債費	12,576	11,466	1,110	9.7%	一時借入金を借り入れた場合に係る約定利 率の増加に伴う増
7	諸支出金	3,452	3,178	274	8.6%	過誤納返還金の実績による増
8	予備費	100,000	100,000	0	0.0%	
	合計	1,396,274,568	1,393,459,919	2,814,649	0.2%	

# 区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年3月12日

件 名	<b>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の進捗について</b>								
所管部課名	区民部高齢医療・年金課 福祉部地域包括ケア推進課 衛生部データヘルス推進課								
内 容	<p>令和元年12月の区民委員会で報告した、国から示された高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施に関しては、令和2年4月の開始に向け庁内関係所管による検討を行ってきたが、予定どおりの実施が困難となったので報告する。</p> <p><b>1 庁内の検討状況</b></p> <p>(1) 厚生労働省のガイドラインを参考に、高齢医療・年金課、地域包括ケア推進課、データヘルス推進課の連携体制による実施内容を検討。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-right: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="padding: 5px;">所管</th> <th style="padding: 5px;">役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高齢医療・年金課</td> <td style="padding: 5px;">広域連合との契約、報告書の提出等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">地域包括ケア推進課</td> <td style="padding: 5px;">実際の事業の実施、医師会等との連携等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">データヘルス推進課</td> <td style="padding: 5px;">KDBシステムを活用したデータ分析等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 区の実施体制が、国の補助金交付要件に該当しているか照会。                  ア 令和元年10月に照会したが、国からの回答が令和2年2月と大幅に遅れた。                  イ 国の回答により、コーディネーターとなる保健師の人件費のみ補助金の対象となることを確認。</p> <p><b>2 事業の開始時期について</b></p> <p>下記の理由により令和2年4月以降の可能な時期から実施する。</p> <p>(1) 一体的実施には、保健師の業務量増加が見込まれる。新型コロナウイルス対応を最優先にし、事業開始時期を見極めていく必要がある。</p> <p>(2) 国の回答が大幅に遅れたため、関係所管が補助金交付要件に対応するための時間的余裕がない。</p>	所管	役割	高齢医療・年金課	広域連合との契約、報告書の提出等	地域包括ケア推進課	実際の事業の実施、医師会等との連携等	データヘルス推進課	KDBシステムを活用したデータ分析等
所管	役割								
高齢医療・年金課	広域連合との契約、報告書の提出等								
地域包括ケア推進課	実際の事業の実施、医師会等との連携等								
データヘルス推進課	KDBシステムを活用したデータ分析等								
問 題 点 今後の方針	関係所管による検討を継続し、可能な限り早い時期の事業開始を目指す。								